販売及びサービスに関する契約約款

第１条　本契約約款

1.1　適用範囲：本販売及びサービスに関する契約約款（以下「本約款」といいます。）は、日本ヒルティ株式会社（以下「当社」といいます。）による、当社のウェブサイト（https://www.hilti.co.jp/）に掲載された当社製品（工具、消耗品等）の販売及びこれに関連するサービスの提供に関する全ての提案、見積り及び契約に適用されます。本約款は、当社のウェブサイトを通じて提供されるものを含め、当社が行う助言又は提案にも適用されます。当社のウェブサイト（https://www.hilti.co.jp/）に掲載される製品仕様、サービスの内容及び範囲並びにこれらについての制限事項に関する重要な情報は、本約款の一部を構成します。これらの内容と本約款との間に矛盾又は抵触がある場合には、当社が書面により別段の定めをした場合を除き、本約款が優先して適用されます。本約款において「お客様」とは、当社製品の買主又は当社が提供するサービスの受領者をいいます。当社は、随時本約款を変更することができるものとします。詳細については、第 15.3 項をご参照ください。

1.2　特別条件：当社のソフトウェアソリューションその他の特定のソリューション並びに個別に合意された売買契約及び／又はサービス契約には、当社が別途定める特別条件が適用されます。当該特別条件と本約款との間に矛盾又は抵触がある場合には、当該特別条件が本約款に優先して適用されます。

1.3　入手方法：本約款の最新版は、当社のカスタマーサービス、お客様を担当するアカウントマネージャーもしくはフィールドエンジニア、又は当社のウェブサイト（https://www.hilti.co.jp/）を通じてご確認いただけます。

第２条　提案、注文及び注文確認

2.1　当社による提案：当社による提案（見積り及び価格に関する合意を含みます。）は、別段の明示がない限り、当社を拘束するものではなく、当社はその内容を変更することができます。当社のカタログ、パンフレット又はウェブサイトに掲載された仕様、広告資料、サンプル、技術情報、図表その他の説明又は記載も、これに含まれます。

2.2　お客様の注文及び本約款の承諾：お客様が、口頭、電話、ファックス、電子メールその他の電子的方法又はオンラインにより当社に注文又はサービスを依頼した場合、お客様は、本約款が当該注文又はサービスの依頼に適用される唯一かつ排他的な条件であることに同意したものとみなします。当社の正当な権限を有する代表者とお客様との間で書面により別途明示的に合意した場合を除き、お客様が定める取引条件は、お客様の注文書その他の書面に記載されているか否かを問わず、また、当社がこれを明示的に拒絶しなかった場合であっても、適用されないものとします。

2.3　お客様の登録及び本約款の承諾：第 2.2 項に加え、お客様が「ヒルティ・カスタマー・アカウント」を作成し、又は当社にその作成を依頼して登録した場合、当社は、お客様に顧客番号を付与し、これによりお客様との間に継続的な取引関係が成立します。お客様は、登録することにより、登録時点で有効な本約款が、将来の提案、見積り及び契約を含む、当該取引関係から生じる全ての取引に基本約款として適用されることに同意するものとします。お客様は、登録に際し、自己が代表し、又はそのために行為する法人その他の組織を適法に代表する権限を有することを確認するものとします。登録手続を行った者が当該権限を有しない場合であっても、当該法人その他の組織は、登録されたヒルティ・カスタマー・アカウントを通じて行われた一切の行為に拘束されるものとします。ヒルティ・カスタマー・アカウントの管理は、オンラインによる注文、支払い及び修理依頼を含め、お客様の責任において行うものとします。お客様は、注文及び支払いに関する権限付与及び承認の手続並びに当該アカウントにかかるアクセス権限及びユーザー権限を適切に設定し、管理するものとします。お客様が当社に対し、ヒルティ・カスタマー・アカウントの登録内容、アクセス権限その他の設定の変更を依頼する場合についても、同様とします。お客様は、正当な権限を付与された役職員その他の利用者のみが、ヒルティ・カスタマー・アカウントへのアクセス及びその利用並びに同アカウントを通じた注文及び購入を行うために必要な権限を有するよう、適切に管理するものとします。また、お客様は、ヒルティ・カスタマー・アカウントを通じて行われた行為について、当該行為を行った者に代理権その他の権限がなかったことを理由として、その効力を争い、又はこれに関連する権利を主張しないものとします。

2.4　お客様の確認：当社の製品及びサービスは、日本国内の事業者が、事業活動又は専門的業務のために使用することを前提として提供されるものであり、一般消費者向けには販売又は提供していません。お客様は、本約款に同意することにより、自らが事業者であるか、又は法人その他の組織を代表して行為する正当な権限を有する者であり、かつ、当社の製品及びサービスを専ら業務上の目的で使用する最終利用者であることを確認するものとします。

2.5　契約の成立：当社とお客様との間の個別の契約は、当社がお客様に注文確認を送付した時、又は注文された製品を引き渡し、もしくはサービスの提供を開始した時のうち、いずれか早い時点で成立するものとします。

2.6　返品：

(a)　お客様の都合による返品は、製品の引渡し後 3 か月以内で、かつ、当社が事前に承諾した場合に限り、行うことができます。ただし、使用期限のある製品、特別注文品、販売を終了した製品、当社製品以外のもの、建設用びょう打機及び空包、正常に機能しないもの、製品本体又は外装に傷もしくは汚れのあるもの、並びに組合せ製品又はプロモーションパッケージの一部のみを返品することはできません。本項に基づく返品に要する送料その他一切の費用は、お客様の負担とします。

(b)　前号(a)の定めにかかわらず、当社が引き渡した製品が、引渡し時において種類、品質又は数量について契約の内容に適合しない場合（以下、当該不適合を「契約不適合」といいます。）、当社は、自己の費用負担により、自らの選択に従い、返品の受入れ、修理、代替品の引渡しその他の方法による履行の追完を行うものとします。ただし、お客様が契約締結時に当該契約不適合を知っていた場合は、この限りではありません。本号に基づく履行の追完は、お客様が製品の引渡し後 1 週間以内に、当社に対し、書面により履行の追完を請求した場合に限り行われるものとします。

(c)　民法第 563 条の定めにかかわらず、お客様は、製品の契約不適合を理由として、代金の減額を請求することができないものとします。

第３条　価格

3.1　価格：当社の製品及びサービスには、ヒルティ・カスタマー・アカウントに表示される、お客様と個別に合意した価格が適用されます。当該価格が設定されていない場合には、当社の標準価格表に定める価格が適用されます。消費税その他当該取引に課される一切の税金は、お客様の負担とします。価格は、注文数量又は品目の組合せに応じて変動することがあります。

3.2　価格変更：当社は、請求書の発行前に、賃金、原材料費、資材費もしくは製造費の変動、関税の新設もしくは増額、インフレ又は為替の変動を反映するため、価格を変更することができるものとします。当社は、価格を変更する場合、その内容をお客様に通知します。お客様が本約款を基本約款として承諾している場合、本項に基づく価格変更は、お客様の登録後に締結され、現に継続している契約にも適用されるものとします。

第４条　支払条件

4.1　請求：見積書又は請求書に別段の記載がない限り、お客様は、当社に注文を行った時点で、代金を直ちに支払うものとします。請求書が発行された場合、お客様は、当該請求書に記載された支払期限までに、請求額の全額を支払うものとします。お客様は、法令上義務付けられる源泉徴収等を除き、請求額から控除、相殺その他の減額を行うことなく、その全額を支払うものとします。当社は、支払方法を含む支払条件を随時変更することができるものとします。

4.2　支払遅延：お客様が支払期限までに支払を行わない場合、お客様は、支払期限の翌日から、未払額に対して年 14.6%（1 年を 365 日とする日割計算）の割合による遅延損害金を支払うとともに、督促及び債権回収のために当社が負担した合理的な費用（弁護士費用及び債権回収費用を含みます。）を負担するものとします。

4.3　所有権留保：当社がお客様から製品の代金全額を受領するまで、当該製品の所有権は当社に留保されるものとします。お客様は、製品を善良な管理者の注意をもって取り扱い、滅失、毀損その他の危険を担保するために合理的に必要な保険を付した上で、本来の用途に従って使用するものとします。代金全額の支払が完了するまで、お客様は、製品を質入れし、売却し、又は第三者に譲渡してはなりません。お客様が代金の支払を怠った場合、当社は、製品の返還を請求することができるものとします。また、当社は、お客様に対して事前に書面で通知し、かつ、お客様が当社に製品を引き渡すための合理的な機会を与えた上で、お客様の同意を得て、お客様の事業所その他製品の所在場所に立ち入り、製品を回収することができるものとします。ただし、当社は、適用法令に従い、違法行為に該当せず、かつ、当社に刑事責任を生じさせない方法及び態様により、当該権利を行使します。

4.4　信用不安時の措置：お客様が支払を遅滞し、支払を停止し、債務整理手続を開始し、又は当社がお客様の支払能力に重大な懸念があると合理的に判断した場合、お客様は期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の債務を直ちに支払うものとします。この場合、当社は、未履行の製品の引渡しについて代金の前払を条件とすること、当該引渡しを留保すること、当社がお客様に対して有する債権とお客様が当社に対して有する債権とを相殺すること、又は契約を解除することの全部又は一部の措置を講じることができるものとします。これらの措置を講じた場合であっても、当社は、既に行った引渡しにかかる代金請求権及び発生した費用にかかる賠償請求権を失わないものとします。請求書に誤りがある場合、お客様は、直ちに当社に通知するものとします。

第５条　製品及びサービスの引渡し

5.1　引渡場所、危険の移転、費用及び引渡時期：当社は、日本国内の住所に限り、製品を引き渡し、サービスを提供するものとします。したがって、当社は、日本国外における販売可能性（引渡しの可否を含みます。）並びに日本国外の法令及び規格への適合性について責任を負いません。お客様は、引渡し先の住所を指定し、製品については、利用可能な配送オプションの中から配送方法を選択するものとします。引渡しについて記載された日数又は期日は営業日を基準とするものとし、営業日とは、土曜日、日曜日、祝日その他主要銀行の休業日を除く日をいいます。お客様は、選択した配送方法にかかる運送費を負担するものとします。当社は、分割引渡し及び緊急注文に関する費用を別途定めることができます。分割引渡しに契約不適合がある場合であっても、お客様は、未引渡しの残りの注文をキャンセルすることはできません。追加の物流サービス費用は、当社が指定する方法により請求書に加算されます。運送費及び物流費用は、当社ウェブサイト（こちらをご参照ください。）に記載のとおりとしますが、市場の状況により追加料金が発生することがあります。また、費用、料金及び配送方法は変更されることがあります。製品の危険は、引渡し先住所において製品が引き渡された時、又は倉庫において製品が引き取られた時に、お客様に移転するものとします。

5.2 引渡しに関する一般条件：お客様は、製品の受領及びサービスの提供に対応する責任者を配置するものとします。お客様は、当社及び当社の委託先に対し、引渡し先住所又は作業現場への適切かつ安全なアクセスを提供するとともに、引渡し又はサービスの提供に必要な十分かつ安全な設備が当該場所に備えられていることを確保するものとします。当社は、事前に通知されていなかった現場の状況に起因する遅延、待機時間又は業務の中断について責任を負いません。お客様が提供した情報の誤りにより引渡しに支障が生じた場合、お客様は、これに関連して発生する追加の配送費、引渡費用その他の費用を負担するものとします。お客様は、引渡し及びサービスの提供のために安全な環境を確保する義務を負い、当該義務の違反に起因して当社又は当社の委託先の人員もしくは財産に生じた死傷又は損害について責任を負うものとします。ただし、当該死傷又は損害が当社又は当社の委託先の故意又は重過失に起因する場合は、この限りではありません。

5.3 サービス提供の条件：お客様が自己の敷地におけるサービスの提供を依頼する場合、お客様は、当社の人員が当該場所に安全かつ支障なくアクセスでき、サービスの提供に必要な設備を利用できるようにするものとします。お客様は、サービスの提供に必要な全ての許可、認可及び免許が取得又は維持されていることを確保するものとします。また、お客様は、サービスに用いる材料の保管スペースを含め、適切な電源、照明、暖房その他必要な設備を当社が利用できるようにするものとします。お客様は、当該場所がサービスの提供に適した状態であり、危険がないことについて責任を負うものとし、当社の人員が関連法令及び当社の合理的な要求を遵守できるよう、必要な設備及び環境を提供するものとします。お客様は、これらの義務違反に起因して当社の人員又は財産に生じた死傷又は損害について責任を負うものとします。ただし、当該死傷又は損害が当社又は当社の委託先の故意又は重過失に起因する場合は、この限りではありません。サービスは、当社による完了の通知又はお客様による検収をもって完了したものとみなされます。当社がサービスを履行する準備を完了しているにもかかわらず、お客様の協力もしくは必要な支援の欠如（例：試験用の部品又はパーツが利用できないこと等）、合意された時点におけるお客様の敷地もしくは設備の状況、又はお客様の契約上の義務の不履行により、当社によるサービスの履行が妨げられた場合であっても、当社は、当該サービスにかかる料金を請求することができるものとします。

5.4 引渡しの見込み：引渡し時期は見込みであり、確定的なものではありません。当社は、お客様が指定する引渡日に製品を引き渡すよう合理的な努力を行いますが、当該引渡日における引渡しを保証するものではありません。お客様は、引渡しの遅延に伴うリスクを負担するものとし、当該遅延を理由として、契約の履行を停止し、契約を解除し、又は本約款上の義務を免れることはできません。遅延が生じた場合、引渡し時期は延長されるものとします。供給不足又は不可抗力により合理的な期間内に引渡しを行うことができない場合、当社は、未引渡しの品目にかかる契約を解除することができます。この場合、当社は、受領済みの代金のうち、未引渡し部分に対応する金額を返金するものとします。当社は、遅延の理由の如何を問わず、引渡しの遅延により生じた費用又は損害について責任を負いません。

5.5 不可抗力：当社及びお客様は、不可抗力に起因する契約違反、不履行又は履行遅滞について責任を負わないものとします。「不可抗力」とは、当事者の一方による相手方に対する一又は複数の契約上の義務の履行を妨げ、又は阻害する事由又は状況であって、以下の全ての要件を満たすものをいいます。

(a) 当該事由又は状況が、影響を受ける当事者の合理的な支配を超えていること

(b) 当社が注文又はサービスの依頼を承諾した時点（該当する場合には、お客様が当社に登録した時点。第 2.3 項ご参照）において、合理的に予見することができなかったこと

(c) 影響を受ける当事者が、当該事由又は状況の影響を合理的に回避し、又は克服することができなかったこと

不可抗力には、以下の事由が含まれます。(i)戦争、敵対行為、侵略、外敵の行為、軍事動員、(ii)内戦、暴動、反乱、革命、軍事力又は簒奪された権力、テロ行為、破壊行為又は海賊行為、(iii)通貨規制もしくは貿易上の制限、新たに導入され又は引き上げられた関税もしくは税関上の要件、又は禁輸措置もしくは制裁、(iv)適法か否かを問わない当局の行為、法令もしくは政府命令の遵守、収用、事業の差押え、徴用又は国有化、(v)疫病、伝染病、パンデミック、異常な悪天候、不利な気象条件（予見可能か否かを問いません。）、天災、洪水、地震、津波、自然災害又は極端な自然事象、(vi)爆発、火災、事故、設備の破壊、輸送・通信・情報システムもしくはエネルギー供給の長期にわたる停止、(vii)ボイコット、ストライキ、ロックアウト、怠業、工場又は敷地の占拠その他一般的な労働争議。当社が不可抗力により製品の引渡し又はサービスの提供を妨げられた場合、当社は、サービスの提供を遅延もしくは中止し、製品の引渡しを遅延もしくは中止し、又は引き渡す製品の数量を減少させることができるものとします。

5.6 お客様の検査義務：お客様は、引き渡された製品及び提供されたサービス並びにこれらに関連する請求書について、受領後直ちに確認及び検査を行う責任者を配置するものとします。引渡し品に損傷がある場合は、納品書に記載された送付元に対し、同一の運送業者を通じて受領を拒絶して返送するか、又は返送に関する指示を得るため、直ちに当社に通知するものとします。外観上明らかな契約不適合、数量の誤り又は請求内容の誤りについては、受領後 7 暦日以内に、当該不適合又は誤りの内容を具体的に特定し、これを裏付ける資料を添えて、書面又は電子メールにより当社に通知するものとします。当該期間内に通知がない場合、当該製品及びサービスは検収されたものとみなされ、お客様は、当該不適合又は誤りに基づく請求をする権利を失うものとします。

5.7 輸出管理：お客様は、欧州連合、スイスその他適用される法域の輸出管理、税関及び制裁に関する法令・規制（以下「貿易コンプライアンス法」といいます。）を遵守することを表明するものとします。お客様は、貿易コンプライアンス法に違反して製品を販売、輸出、再輸出又は移転してはならず、後続の買主又は使用者に対しても、これと同等の義務が課されることを確保するものとします。お客様は、自らが制裁対象者ではなく、また、制裁対象者により過半数を所有され、又は支配されていないことを表明するものとします。お客様は、最終用途に関する正確な情報を含め、貿易コンプライアンス法の遵守に必要な全ての情報を当社に提供するものとし、貿易コンプライアンス法違反の可能性を認識した場合には、速やかに当社に通知するものとします。お客様は、お客様の株主構成その他の所有関係もしくは支配関係に変更が生じた場合、又は自らが制裁対象者となり、もしくは制裁対象者の所有もしくは支配下に置かれることとなった場合、当社に通知するものとします。お客様は、お客様による貿易コンプライアンス法の違反に起因して当社に生じた損失、罰金、第三者からの請求及び費用（弁護士費用を含みます。）について、権限のある当局又は裁判所が当該請求を却下した場合を除き、当社を補償し、免責するものとします。当社は、貿易コンプライアンス法の違反又はその疑いにより必要と判断した場合、履行を停止し、又は終了することができます。当社は、当該停止又は終了により生じた遅延又は損失について責任を負いません。

第 6 条　お客様による使用

6.1 法令等の遵守：当社の製品及びサービスは、日本国内において適用される規制及び基準に適合しており、当社は、これらについて詳細な設置及び使用に関する説明を提供します。書面により別段の合意がない限り、当社の製品及びサービスは、適用される技術上及び規制上の基準に基づき、日本国内で使用されることのみを目的としています。お客様は、当社の製品及びサービスの購入及び使用にあたり、関連する全ての法令並びに技術上及び建設上の基準を遵守するとともに、意図する使用方法について正確かつ完全な情報を当社に提供する責任を負うものとします。当社は、設置又はこれに関連する監督サービスを提供するものではありません。また、当社は、製品が取扱説明書、最新の技術水準その他の要件に従って適切に設置されたことを検査し、又は確認する義務を負いません。法令上許容される範囲において、当社及びその従業員は、これらの事項に関する不遵守、又はお客様もしくは第三者の特定の要求への不適合について責任を負いません。

6.2 お客様による適合性の確認：当社の製品及びサービスの使用、取付け、適合性又は互換性に関して当社が提供する助言、推奨又は情報は、当社が入手可能な最善の情報に基づくものであり、お客様は、自己の責任とリスクにおいてこれに依拠するものとします。お客様は、当社の製品又はサービスを使用する前に、以下の各事項について独立した判断を行うため、十分な試験及び調査を実施する責任を負うものとします。

(a) 当社の製品又はサービスが、お客様の意図する用途に適合し、互換性を有すること

(b) お客様及びその従業員に必要なトレーニングがお客様のニーズに適合すること

(c) 製品について必要とされる継続的なメンテナンス水準を満たすことができること

(d) 当該敷地が、使用される製品及びサービスに適していること

当社が無償で提供する助言、説明、情報又は推奨は拘束力を有するものではなく、初期的な指針として提供されるものにすぎません。お客様は、当該助言等がお客様の意図する用途に適合するか否かを、自ら検証する責任を負うものとします。

6.3 重要な用途での使用：製品がお客様の事業の継続的な運営に不可欠である場合、お客様は、業務の中断並びに生産及びサービス効率の低下を回避するため、十分な数量の予備製品を、稼働可能な状態で在庫として確保するものとします。

第 7 条　保証

7.1 製品及びサービスに関する保証：本条に別段の定めがない限り、当社は、当社製品について、引渡し時に材料又は製造工程上の欠陥がないことを保証します。

（製品保証）材料又は製造工程上の欠陥とは、当該欠陥により、製品が当社の公表する当該製品に関する技術仕様を満たさない状態となることをいいます。ファスニング＆プロテクション製品及び電動工具の付属品については、製品の引渡日から 12 か月以内に欠陥を発見した場合、お客様は、当社に対し書面により請求を行うものとします。欠陥が確認され、かつ当社の責めに帰すべき事由によるものである場合、当社は、合理的な期間内に、当社の単独の選択及び裁量により、(i)購入代金を返金して製品を引き取る、(ii)欠陥を無償で修理する、又は(iii)製品を交換するものとします。なお、当社は、製品の取外し、撤去、再設置又は運搬にかかる費用について責任を負いません。

（サービス保証）サービスは、商業上合理的な努力をもって提供されます。サービスの不適合については、サービスの履行日から 12 か月以内に、お客様は、当社に対し書面により請求を行うものとします。不適合が確認され、かつ当社の責めに帰すべき事由によるものである場合、当社は、合理的な期間内に、当社の単独の選択及び裁量により、(i)サービス代金を返金する、又は(ii)サービスを再実施するものとします。本サービス保証は、現場で履行されたサービスにのみ適用されます。

7.2 当社工具の修理サービス保証：第 7.1 項に定める保証に加えて、当社は、別途定める修理約款に従い、当社の工具について修理サービス保証を提供します。当該修理約款には、保証期間及び保証範囲、無償保証に関する規定、修理上限金額、修理期間に関する約束事項、並びに一部の工具に適用される除外事項その他修理サービスに関する詳細が定められています。

7.3 保証の除外事項：本第 7 条に定める保証は、お客様が製品の代金を全額支払っていない場合には適用されません。また、法令上許容される最大限の範囲におい

て、保証請求の対象となる不具合が以下の事由により生じた場合にも、保証は適用されません。

(a) 故意による損傷、誤用、異常な使用もしくは異常な条件下での使用、安全指示の不遵守、不適切な保管、取扱い、設置、メンテナンス、修理もしくは使用その他これらに類する、お客様又はお客様の従業員もしくは請負業者による作為もしくは不作為、又は当社によりもしくは当社のために口頭もしくは書面でお客様に提供された指示、操作マニュアルもしくは証明書の不遵守

(b) 通常の使用において意図された変更を除き、製品に変更又は改造を加えたこと（一部の製品について当社が承認する自己修理を含みます。）

(c) 製品と、当社が承認又は製造していない他の製品、システム又は部品との非互換性

上記のいずれかに該当する場合、お客様は、当該事由に起因して生じた損失、損害又は修理費用について責任を負うものとします。また、保証請求の対象となる工具について、盗難又は紛失報告が当社になされている場合、当社は、保証に基づく対応を拒否することができます。この場合、当社は、当該工具の所有権その他正当な権原を確認するため、必要な資料の提出を求めることができるものとします。

お客様が本第 7 条に定める保証の適用条件を満たさない場合、当社は、保証に基づく対応又は関連サービスの提供を拒否することができるものとします。

7.4 その他の保証の排除：当社が書面により明示的に別段の保証を行う場合を除き、当社は、法令上許容される最大限の範囲において、明示又は黙示を問わず、本約款に定めるもののほか、いかなる保証も行いません。特に、当社は、製品がお客様の特定の目的に適合することについて、いかなる保証も行いません。

第 8 条　当社の修理サービス

当社は、別途定める修理約款に従い、修理及びキャリブレーションに関するサービスを提供します。

8.1 製品の引取り（エンド・オブ・ライフ）：当社が、修理又は交換の依頼に基づく場合を除き、お客様の製品を引き取ることにより受領した場合、書面により別段の合意がない限り、当該製品の所有権は、当社が受領した時点で当社に移転するものとします。当該引取りの取決めに基づき当社が受領した製品は、修理約款に基づき当社に引き渡されたものとみなされ、当社は、当該修理約款に従い、当該製品を処理することができるものとします。

第 9 条　責任及び補償

9.1 責任：当社、当社の代表者及び役職員は、いかなる場合においても、特別損害、直接損害、間接損害、付随的損害、派生的損害、経済的損害その他一切の損害に関連する請求について責任を負わないものとし、お客様は、これらの請求について当社を補償し、免責することに同意するものとします。

これらの損害には、引渡日の遅延、事業の中断、売上もしくは利益の喪失もしくは減少、生産効率の低下もしくは業務効率の低下、利息、信用、資金調達機会、製品もしくはサービスの利用機会又は評判の喪失に関連する損害、並びに費用及び弁護士費用を含みますが、これらに限られません。

本項は、製品又はサービスの販売、使用もしくは使用不能に起因し、又はこれらに関連して生じる請求に適用されるものとし、当該請求が当社の過失に全部又は一部起因する場合であっても同様とします。

9.2 補償：お客様は、本約款、法令又は国内で認められた基準もしくは規範に違反したこと、又はお客様による製品もしくはサービスの誤用に起因して、第三者から当社に対して請求がなされた場合、当該請求及びこれにより当社に生じた損害及び費用について、当社を補償するものとします。お客様は、製品の取扱い、使用、運搬又は廃棄に関して適用される全ての法令及び規範を遵守することについて、単独で責任を負うものとします。

9.3 責任制限：本約款の他の規定にかかわらず、法令上許容される範囲において、当社が本契約に関連して負担する損害賠償責任その他一切の責任は、契約責任、不法行為責任、法令上の義務違反、表示又は説明に関する責任その他責任原因の如何を問わず、また、契約の履行、不履行もしくは契約上予定された履行に起因し、もしくはこれらに関連して生じたものであるか、又はお客様（お客様の従業員及び代理人を含みます。）もしくは第三者からの求償、補償その他の請求に基づくものであるかを問わず、当該契約に基づきお客様に請求された金額を上限とします。

一つの契約に基づき複数の注文が行われた場合において、特定の製品又はサービスに関連して当社が負担する責任は、当該製品又はサービスにかかる契約上の価額を上限とします。

お客様は、上記の上限額を超える部分について、当社に対して損害賠償その他の請求を行わないものとします。

第 10 条　知的財産権

当社又はヒルティ・グループが従前より保有する製品及びサービスに関する知的財産権、並びに当社が製品及びサービスの提供に関連して作成した成果物にかかる知的財産権は、当社の親会社である Hilti Corporation に専属的に帰属します。本約款は、お客様に対して、Hilti Corporation が保有する知的財産権について、いかなる使用権又はライセンスも付与するものではありません。また、当社が使用する全てのロゴ、商号及び商標は、Hilti Corporation に帰属するものであり、お客様は、Hilti Corporation の事前の書面による承諾がある場合に限り、これらを使用することができます。当社は、当社が提供又は販売する製品もしくはサービスの使用が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証するものではなく、かかる侵害について一切責任を負わないものとします。

第 11 条　データ保護

お客様が当社のプラットフォーム（例：ヒルティ ON!Track、ヒルティ・カスタマー・アカウント用のヒルティオンライン）を使用する場合、当該プラットフォームの使用及びこれに伴うデータ処理については、それぞれの利用条件が適用されます。当社のプライバシーポリシーは、当社のウェブサイト（こちらをご参照ください。）においてご確認いただけます。

第 12 条　秘密保持

当社が開示又は共有する営業秘密並びに技術上、商業上及び財務上の情報（価格に関する情報を含みます。）は、公知である場合を除き、秘密情報とします。お客様は、当社の事前の同意なく、当該秘密情報を第三者に開示し、又は書面により合意された目的以外の目的で使用してはならないものとします。法令により当該秘密情報の開示が求められる場合、お客様は、法令上許容される範囲において、当該開示の必要性及び状況について、事前に速やかに当社に書面で通知するものとします。この場合、当社及びお客様は、当社の利益を保護するために必要な対応について協議するものとします。

第 13 条　提供停止及び解除

当社は、お客様に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当社の裁量により、当社が有する他の権利又は請求を妨げることなく、当社とお客様との間の契約（継続中の契約を含みます。）の全部又は一部を解除することができるものとします。

(a) 支払期限の徒過を含め、契約上の義務に重大な違反があった場合

(b) 支払を停止した場合、又は手形もしくは小切手が不渡りとなった場合

(c) 仮差押え、差押え、強制執行、担保権の実行又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(d) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(e) 解散し、又は清算手続を開始した場合

(f) その他前各号に準ずる信用不安の事由が生じた場合

当社は、前項に基づく解除に代えて、書面で通知することにより、製品の引渡し又はサービスの提供を停止することができるものとします。ただし、当社の利益を保護するために即時の対応が必要な場合には、当社は、事前の通知を要しないものとします。

第 14 条　反社会的勢力の排除

14.1 お客様は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと、並びに反社会的勢力との間で資金提供その他一切の関係を有しておらず、かつ将来にわたっても有しないことを確約するものとします。

14.2 お客様は、自ら又は第三者を利用して、詐術、暴力的行為もしくは脅迫的言辞を用いる行為、違法行為もしくは不当要求行為、当社の業務を妨害する行為、当社の名誉もしくは信用を毀損する行為、又はこれらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。

14.3 当社は、お客様が前二項のいずれかに違反した場合、何らの催告を要することなく、契約（継続中の契約を含みます。）の全部もしくは一部を解除し、又は製品の引渡しもしくはサービスの提供を拒否することができるものとします。

14.4 当社が前項に基づき契約を解除し、又は製品の引渡しもしくはサービスの提供を拒否した場合であっても、当社は、これによりお客様に生じた損害について責任を負いません。また、これにより当社に損害が生じた場合、お客様は、当社に対し、当該損害を賠償するものとします。

第 15 条　雑則

15.1 本約款は、個別の書面による合意とともに、当社とお客様との間の完全な合意を構成し、本約款の対象事項に関する従前の全ての合意、協議、連絡その他の取決めに優先するものとします。

15.2 本第 15 条に別段の定めがある場合を除き、本約款の追加又は変更は、書面により行うものとします。

15.3 当社は、将来の取引に適用するため、いつでも、本約款及び本約款におい

て参照される関連文書を変更することができるものとします。お客様が当社に登録し、本約款を基本約款として承諾している場合、変更後の本約款は、本約款を基本約款として変更後に締結される新たな契約については直ちに適用され、変更時に継続中の契約については、当社がお客様に変更を通知した日から 10 日を経過した時に適用されるものとします。お客様が当該変更に異議を有する場合、お客様は、当社に対し、書面によりその旨を通知するものとします。この場合、当社は、お客様との将来の取引について変更前の本約款を引き続き適用するか、又はお客様との間の契約（継続中の契約を含みます。）の全部もしくは一部を直ちに解除することができるものとします。お客様は、登録時に届け出た担当者に変更が生じた場合、直ちに当社に通知し、本約款の変更に関する連絡を受領する権限を有する新たな担当者の連絡先を届け出るものとします。

15.4　お客様は、当社の事前の書面による同意なく、契約上の地位又は契約に基づく権利もしくは義務を、第三者に譲渡もしくは承継させ、又は担保に供してはならないものとします。

15.5　本約款のいずれかの規定又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款のその他の規定及び当該規定のその他の部分は、引き続き有効に存続するものとします。

15.6　当事者は、当該無効又は執行不能とされた規定又は部分について、その趣旨に最も近い有効な規定に置き換えるよう誠実に協議するものとします。

第 16 条　準拠法及び専属的合意管轄

本約款及び当社とお客様との間の全ての契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。なお、抵触法の規定及び国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）の適用は、明示的に排除されるものとします。本約款又は個別の契約に起因し、又はこれらに関連して生じる一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上